

御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想策定庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 本市の幼児の教育・保育施設における効率的な運営、定員の設定等に関する本市の基本構想（以下「基本構想」という。）の策定を円滑に進め、関係施策の検討を行うため、御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本構想の策定に関することを所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、健康福祉部長、教育部長及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、健康福祉部長をもって充て、副委員長は、教育部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画課長	行政課長	財政課長	子育て支援課長	子ども育成課長	教育総務課長
学校教育課長	市立保育所園長	市立幼稚園園長			

備考 市立保育所園長及び市立幼稚園園長については各1名とする。